

「個人賠償責任補償」

(個人賠償責任補償特約セット交通事故傷害保険)

のご案内

**にいがた県共済 生命傷害共済組合員契約の被共済者の皆さまは
個人賠償責任補償特約がサービスセットされています。**

被共済者の皆さまの日常生活の備えとなる「個人賠償責任補償特約」をサービスセットします。
生命傷害共済被共済者の皆さまには、費用負担はありません。

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付
(日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、
他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした
こと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に
保険金をお支払いします。

※免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)については裏面の

「保険金をお支払いする場合」に記載の(※2)をご確認ください。



自転車事故の
備えに!!!

契約概要

保険期間

2020年10月1日～2021年10月1日

保険契約者・保険料負担者

新潟県火災共済協同組合

保険商品

個人賠償責任補償特約セット交通事故傷害保険

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

重要なお知らせ

対象者の範囲は、新潟県火災共済協同組合の組合員契約で生命傷害共済の被共済者です。

ただし、下記の方はサービス対象外となります。

- ① 組合員の役員・従業員以外の被共済者
- ② 組合員の日雇いアルバイト等の被共済者(保険期間の終期まで雇用が見込まれないもの)
- ③ 員外利用契約の被共済者

【重要】

上記のサービス対象外に当てはまる方は、8月31日までに新潟県火災共済協同組合までお申し出ください。(対象者の方からのご連絡は不要です。)

個人賠償責任補償特約

下記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合、**1億円**を限度に補償されます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 保険金 (注)	<p>住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。)</p> <p>【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。)</p> <p>【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など</p> <p>(※1)「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>(※2)この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。 ①記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。) ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 ⑨自動車・原動機付自転車等の車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、航空機、船舶または、銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p>

このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

交通事故傷害保険

交通事故により被保険者が死亡した場合、**105万円**が補償されます。

事故の際の連絡先

<損害保険ジャパン新潟火災新種保険金サービス課>

TEL: 025-244-5191 FAX: 025-244-8130

(受付時間: 平日 9時~17時)

<事故サポートセンター>

TEL: 0120-727-110

(受付時間: 平日 17時~翌日9時・土日祝日24時間)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新潟支店法人支社(担当: 佐藤・渡邊)

〒950-8661

新潟県新潟市中央区万代1-4-33

TEL: 025-244-5181 / FAX: 025-244-5177

(受付時間: 平日 9:00~17:00)

【取扱代理店】

新潟県火災共済協同組合

〒951-8063

新潟県新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL: 025-201-6502 / FAX: 025-201-6519

(受付時間: 平日 8:30~17:15)